

令和 7 年度第 2 回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和 7 年 5 月 7 日（水）16：00～

場所：教育委員会室

出席委員：塩川委員、大谷委員、金津委員、原田委員

事務局：藤原副教育長、川上副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）

1 開会宣言（塩川教育長職務代理者）

○塩川教育長職務代理者

本日の議案、議第 3 号「松江市教育委員会教育長の辞職の同意について」については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 6 項の規程に基づき、「教育長は自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない」ことから、藤原教育長は欠席となる。

同法第 13 条第 2 項の教育長が欠けたときの規程に基づき、教育長職務代理者である私が教育長の職務を代理し、会議を進行する。

藤原教育長は欠席であるが、地教行法第 14 条第 3 項の規程に基づき教育長を含め教育委員 5 名中 4 名の出席があるため、過半数の出席となっている。本会議は成立していることを御報告申し上げる。

また、本日も出席者については説明者など、必要最小限の人数での対応とすることにしているため、御理解をいただくようお願い申し上げる。

会議録署名者の指名に入る。署名者は会議規則第 14 条第 2 項の規程により、教育長が指名することになっている。本日の会議録の署名は大谷委員、金津委員にお願いする。

審議に先立ち、議第 3 号、松江市教育委員会教育長の辞職の同意についての公開・非公開の取扱いについてお諮りをしたいと思う。

会議規則第 2 条第 1 項によると、この案件は人事に関する事件である。教育長及び委員の発議により、出席した教育委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっている。

議第 3 号については、人事に関する事件であるため、静ひつな環境を確保する中で委員の皆さんの御意見を伺いたいと思う。

なお、会議規則第2条第2項により、この発議については、討論を行わずにその可否を決することとなっている。

お諮りをしたいと思う。本日の議第3号については、非公開の取扱いとすることに御異議はあるか。

…………異議なし…………

御異議がないため、議第3号は非公開での審議とさせていただく。

それでは、関係者以外の方は御退席をいただきたいと思う。

2 議事

○塩川教育長職務代理者

事務局から説明をお願いする。

【議第3号 松江市教育委員会教育長の辞職の同意について】

○大谷次長

議第3号は、本日5月7日付で藤原教育長から「一身上の都合により本年5月31日付けをもって教育長を辞職したい」旨、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規程に基づき、教育委員会に対して申し出があったため、このことについての審議を行うものである。

説明は以上である。御審議のほど、よろしくお願いする。

○塩川教育長職務代理者

説明が終わった。この件について質問や意見等はあるか。

…………質問・意見なし…………

お諮りをしたいと思う。藤原教育長の辞職について、同意をすることとしてよろしいか。

…………全員同意…………

出席委員4名全員の同意があった。これにより、藤原教育長の辞職について教育委員会として同意することに決した。

それでは、ただいまの審議で藤原教育長の辞職に教育委員会として同意したこと本人にお伝えしたいと思う。藤原教育長にご入室いただく。

…………藤原教育長入室…………

審議の結果をお伝えする。藤原教育長の辞職については教育委員会として同意することに決しました。

それではここで藤原教育長に一言ご挨拶をいただく。

○藤原教育長

一身上の都合で、任期途中に職を辞することにした。4年2カ月であるが、よい議論ができたと思う。皆さんに感謝を申し上げたい。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

3 閉会宣言（塩川教育長職務代理者）